研究ノート

2016年度外部講師による講演会企画「債権法講演会―奨学金問題を考える」報告

足　立　清　人
2016年度「債権法講演会」企画チーム
2016年度経済法学科2年　大部優斗，亀岡祐哉

目次
１．はじめに（解題）
２．経緯
３．学生取組みの成果
４．まとめ

１．はじめに（解題）

学生教育・指導のために，ゼミナール（以下,ゼミと略す）のイレギュラー活動として,「外部講師による講演会企画」を開催している。「外部講師による講演会企画」とは，足立の担当講義（民法Ⅳ（債権総論），民法Ⅴ（担保物権），民法Ⅵ（親族），法学，年度によっては民法Ⅶ（相続））に，大学外から外部講師（現役銀行員，弁護士，司法書士，不動産鑑定士，税理士など）を招いて，講演会を開催する。講演会の内容について，たとえば，担保物権の講義であれば,「担保物権法の範囲内」と大きな枠を指定して，外部講師に講演してもらいたい内容と学生独自の取組みを学生に考えさせ，学生が考えた企画案を外部講師に提案して，外部講師，学生と足立が，打ち合わせを重ねながら，講演会を企画し，実施していくものである[1)]。外部講師による講演会企画は，学生の自発的・主体的な学習を促し，チームで活動することで社会人基礎力，チームワーク，リーダーシップを育成することを目的とする。

本稿では，2016年度後期に，民法Ⅳ（債権総論）の講義で開催した「債権法講演会」の学生取組みについて紹介・報告をする。例年,「債権法講演会」では，司法書士を外部講師として招いて，債権総論の枠内で，学生に講演内容を提案させて，講演会を開催してきた。これまでは，金融法務に関わるテーマが多かった。しかし，2016年度は,「奨学金問題」[2)] をテーマに講演会を開催するよう学生に指示した。その理由は次である。ある学生から，家族からの金銭的援助が受けられなくなったために，学費を支払うことができないかもしれず，大学を辞めるか否かの決断を

キーワード：ゼミ（ゼミナール），アクティブ・ラーニング，奨学金

迫られている，という相談を受けた。その学生は，大学入学時から，家庭の事情もあり，多いときには毎日，平均しても週5日はアルバイトをしなければ，大学に通うことも日常生活を送ることも困難になるような学生だった。最終的に，2016年度に，日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることができ，学業を継続できることになった。その学生の相談を受けるなかで，大学生全般の経済的な状況や奨学金制度にについて，改めて向き合う機会を得て，学生を取り巻く経済状況や奨学金制度・奨学金問題に関して学問的にも実践的にも考えていく必要があると感じた。これが，債権法講演会のテーマを奨学金問題に設定した理由である[3)]。厳密には，「奨学金問題」は債権総論の枠内に収まる問題ではないが―そもそも，債権総論の枠内からは外れるが―，学生には，奨学金制度を金銭消費貸借契約ととらえ，金銭債権債務の観点から，奨学金問題について考えなさい，という指示を出した。奨学金制度や奨学金問題について講演会で取り上げることは，奨学金の貸与を受けて通学している一般の学生も多いことから，一般の学生たちにとっても有意義な機会であると考えたからである。

「奨学金問題」を講演会のテーマにするに当たり，札幌弁護士会所属の池田賢太弁護士[4)]に，学生との事前打ち合わせも含めて，「債権法講演会」の外部講師の委嘱をした。池田先生にご講演を依頼した理由は次である。2015年度・2016年度に，足立が担当する本学共通科目「法学」（全学部・全学年）の15回の講義のうちの3回に，札幌弁護士会から弁護士を講師として派遣していただいていた。足立は，そのコーディネーターを務めた。池田弁護士には，2015年度（2016年1月12日）に，憲法分野の講師を務めていただいた。講義後，受講した学生を交えた池田先生とのフリートークのなかで，池田先生が，奨学金問題にも取り組んでいる，という話しを聴いていたことから，池田先生に，学生との事前打ち合わせも含めた外部講師の依頼を打診したところ，快くお引き受けしていただいた。

民法Ⅳ（債権総論）の講義は，2年後期に配置されていることから，2016年度2年ゼミの学生に「債権法講演会」を企画するよう指示した。2016年度2年ゼミの学生は大部優斗君1名だったことから，2016年度前期の「担保物権法講演会」に聴講に来てくれた経済法学科2年の亀岡祐哉君にも声をかけて，亀岡君の参加を得て，学生2名で「債権法講演会」の企画に取り組むことになった。

本稿の構成は，まず，2016年度「債権法講演会」当日までの経緯を記し，次いで，学生取組みの原稿を紹介する。最後に，本講演会のまとめと，本講演会に取り組んだ大部君と亀岡君が現時点（2017年度）で，奨学金問題をどう考えるか，本講演会に取り組んでの感想を掲載する。彼らの言葉が，「外部講師による講演会企画」の教育実践としての意義と効果を示していると考えるからである。

なお，本稿は，2016年度「債権法講演会」に取り組んだ学生の取組みの成果を紹介する教育実践報告である。奨学金制度・奨学金問題を学問的に検討する論考ではない。

2．経緯

2016年度「債権法講演会」は，2016年11月14日（月）3限（13時～14時半）に開催した。

学生の企画打ち合わせは8月8日に開始し，講演会本番まで41回の打ち合わせを行った。打ち合わせをするに当たっては，学生にアジェンダと議事録の提出を義務づけ，いずれも足立がチェックをした（ときには出し直しを指示している）。文書の作成の仕方やその内容についての学生教育･指導を目的とする。打ち合わせは，原則，学生のみで行い，先輩ゼミ生，ときに足立も参加することがあった。講演会開催前1週間は，ほぼ毎日リハーサル

を行った。なお，講演会前に，本学学生の奨学金に関しての意識を調査して，本講演会の資料とするために，本学ラーニングコモンズを利用している学生に対して，奨学金に関わる事前アンケート調査を行った（添付資料①（大部君取りまとめ）を参照）。

9月28日に，学生とともに，池田先生の所属する弁護士事務所に赴いて，池田先生に企画案と学生取組案を提案して，10月15日，10月30日の2回，事務所で池田先生からご指導を受けた。学生たちは池田先生から奨学金問題に関わる文献資料の紹介を受け，企画案・学生取組案とも，実務家の視点から有益なご指摘をいただいた。

学生たちは，特に学生取組案について，池田先生，先輩ゼミ生と足立から幾度も指摘を受け，解決に行き詰まり，苦しい時期を過ごしたが，最終的に，次のような学生取組案が完成した。

３．学生取組みの成果

「債権法講演会」本番は次のようなスケジュールで進んだ。

13：00～13：03　債権法講演会開始・司会学生（2016年度3年ゼミ生）による注意事項の説明
13：03～13：13　池田先生の自己紹介，業務内容の紹介
【学生取組み】
13：13～13：20　奨学金についての説明（学生）
13：20～13：23　ケースの紹介（学生）
13：23～13：33　学生による議論
第1議論：延滞金について
第2議論：救済制度の問題点
2つの議論を行ったうえで，これらの問題点の改善策を考える。
【池田先生ご講演】
13：33～14：18　池田先生のご講演
14：18～14：23　質疑応答
14：23～14：25　池田先生ご退出
※講演会本番の学生スタッフは，2016年度3年ゼミ生が務めてくれた。

学生取組みは，「奨学金についての説明」，「ケースの紹介」，そして「学生による議論」である。池田先生には，学生取組みについてコメントをしていただいたうえで，奨学金問題全般に関わるご講演をしていただいた。

以下，学生取組みの内容を紹介する。シナリオはすべて大部君と亀岡君が共同で作成した。

【学生取組みの前提となるケース】

まず，学生Ａは大学に行くために日本学生支援機構の制度である第2種奨学金を借り，その際，機関保証制度を選択しました。Ａは卒業後，就職し，奨学金を返還していきましたが不慮の事故にあい，1年間のリハビリを要したため，返還ができなくなってしまいました。そこでＡは救済制度の1つである返還期限猶予制度を利用しました。1年間のリハビリを終えたＡは再び働き始めましたが，収入があまり良くなく，1年ごとに申請をして返還期限猶予制度を10年間利用しました。10年後，返還期限猶予制度が利用できなくなりましたが，Ａの経済状況は年収300万円以下と一向に良くならず，奨学金の返還ができなくなり，延滞金が発生しました。Ａは少ない収入で延滞金と利息を支払っていきましたが一向に元本が減らず，60歳となってしまい，もうすぐ定年を迎えます。

【ケースから考えられる奨学金制度の問題点・延滞金について】

司会「では，ケースで紹介した奨学金制度の問題点を考えていきましょう。ケースのＡが，

あのような状況に陥ってしまったのは延滞金が発生し元本が払えなくなってしまったからです。問題は，『延滞金の発生』とケースの途中で使用した『返還期限猶予制度の期間』にあると考えられます。ここで，パネラーの紹介をします。」

大部君「大部です。私は奨学金制度を改善すべきだと考えます。」

亀岡君「亀岡です。私は奨学金制度について，現状の制度のままでよいと考えています。」

司会「議論は，第1に，延滞金の発生を，第2に，救済制度，第3に，2つの議論を踏まえて改善できる方法がないか考えます。では，第1に，延滞金の発生について議論していきます。2人はこの問題についてどのように考えますか。あらかじめ，奨学金を借りた学生が債務者，学生支援機構が債権者となります。」

大部君「私は，延滞金の廃止をすべきだと考えています。延滞金は，返還期限が過ぎてしまった元本から発生するものです。今回のケースのように長期間返還が滞ってしまうと，延滞金として債務者に請求される金額は高額になり，返還がより困難になってしまうので，現状の制度では債務者を苦しめる制度となっています。」

亀岡君「延滞金の発生に問題はあると思いますが，様々な理由を考えていくと現状の制度で良いと考えます。延滞金は金銭的なペナルティであり，債務者に対して奨学金を返還するように促していると考えられます。延滞金を無くしてしまうと債務者に対する履行を促す効果が弱まってしまい，奨学金の期日までの返還がなされなくなると考えられます。」

大部君「確かに金銭的なペナルティがなくなることにより，期日までの返還がされなくなる可能性があります。しかし，債務者が期限に返還しない場合には，機構は債務者に督促状を送っています。さらに未返還の状態が続くと，連帯保証人や保証人にも返還の督促状が送られるので，債務者に延滞金の支払いを求めなくても，これだけで返還を促す力はあるのではないでしょうか。」

亀岡君「それだけでは，返還を促す力は弱いと考えます。それに加えて，期限が過ぎたら，延滞金が発生することにして，返還を促すことが必要です。また，現在の奨学金制度は回収した債権を財源として，奨学金を必要とする他の学生に貸していく制度になっています。返還がされない場合，他に借りたい学生に奨学金を回せなくなるので，債務者の奨学金の返還を，延滞金を用いて，促していくことが必要であると考えます。」

大部君「しかし，現実には，債務者も返還したいのだけど，いろいろな事情で返還できないのがほとんどだと思います。債務者は延滞金を返還しますが，返還する順番が延滞金からなので，いつまで経っても元本が減らず，延滞金が次々と発生する，という負の連鎖に陥るだけです。これでは，いつまで経っても奨学金の返還から抜け出せません。」

司会「ここまでの議論をまとめます。大部さんは，延滞金について，債務者，連帯保証人や保証人に督促状を送ることで債務の返還を促すことができている，そして，延滞金の返還を続けても，元本は減らず，再び延滞金が発生してしまうため，延滞金を廃止すべきだと考えています。これに対して，亀岡さんは，履行を促すために金銭的ペナルティを課すことは必要であり，次に奨学金を借りたい学生のためにも，債権を回収していかなければいけないことから，奨学金の返還を促す延滞金は存在しなければいけないと考えています。」

【ケースから考えられる奨学金制度の問題点，主張・理由について】

司会「次に，奨学金の返還に困った場合の救済制度について議論していきます。」

大部君「救済制度の問題点として，まず，機構側の説明不足が原因で，債務者の救済制度の認知状況が低いことが問題だと考えます。」

亀岡君「救済制度の認知状況は，大学卒業前に奨学金返還の説明会で，『返還の手引き』という冊子を配り，救済制度について伝えています。また，制度を知らずに延滞してしまった場合においても，督促状を送るときに救済制度が存在していることを伝えています。そのため，機構側としては，債務者にしっかりと説明しているのではないでしょうか。」

大部君「日本学生支援機構が行ったアンケートでは，督促状を受けてから救済制度の存在を知った方が全体の40％以上を占めています。そう考えると，機構側は，延滞金が発生する前に，もっと積極的に救済制度の存在を説明していくべきではないでしょうか。そもそも救済制度の存在を知らなければ，利用することができません。」

亀岡君「貸与終了前に機構からの説明があったにもかかわらず，救済制度を忘れてしまい，申請しなかったという債務者に落ち度があるのではないでしょうか。」

大部君「確かに，債務者自身にも落ち度がありそうですね。」

司会「ここで一旦まとめます。大部さんは救済制度の認知状況が悪く，もっと積極的に機構が救済制度について，十分な説明をしていく必要があるという考えです。これに対して亀岡さんは救済制度の説明は債務者に十分に説明しているため，債務者自身に落ち度があると考えています。次の問題点は，返還期限猶予制度に利用制限があることです。大部さんから議論を始めます。」

大部君「返還期限猶予制度を10年間利用してしまうと，その後どんなに経済状況が悪くても制度の利用ができない点が問題だと考えます。」

亀岡君「返還期限猶予制度を無期限にしてしまうと，いつまで経っても債権の回収ができません。また，機構としても返還がなされないと事業が成り立ちません。」

大部君「返還期限猶予制度を利用している間に，債務者の収入状況が改善するという保証はありませんし，ケースのように，事故や病気にあってしまうことも考えられます。本来，債務者を救済するための制度であるはずですが，それに利用制限を設けてしまうのは，救済制度として機能していないと考えます。」

亀岡君「救済制度は債務者の経済状況を立て直すためにあるもので，困っている債務者を最後まで救済する制度とはなっていません。あくまで，返還を最後までしなければなりません。機構も，救済制度の返還期限猶予制度の利用期間を5年から10年に延ばす改善をしました。」

大部君「10年間返還を猶予したとしても，全ての債務者が返還できるわけではありません。学生支援機構が行ったアンケートでは正規雇用者でも約40％が延滞者となっています。さらに，返還期限猶予制度を長期間利用した場合においても，返還ができず延滞している債務者が多いことから，救済制度は見直すべきだと考えます。」

司会「救済制度について二人の考えをまとめます。大部さんは，救済制度を利用しても救済されない債務者が多く存在し，たとえ返還期限猶予制度を長期間利用しても返還ができない債務者がいることから救済制度は見直すべきだという考えです。これに対して亀岡さんは，救済制度は債務者の経済状況を立て直すものであり，機構側も債務者の声を聞き救済制度を改善したことから，現状の制度のままで十分であるとする考えです。」

【奨学金制度の改善策】

司会「では，互いの考えを踏まえて奨学金制度を改善する方法はないのでしょうか。」

大部君「延滞金制度は確かに亀岡さんが言う通り必要であると感じました。しかし，救済制度のさらなる改善が必要ですし，延滞金を返還しても元本が減らないので再び延滞金が発生してしまう点は，改善すべきです。」

亀岡君「確かにそう思います。では，奨学金制度限定で延滞金が発生した場合の返還順位

を元本から先に返還できるように変更するのはどうでしょうか。延滞金が発生したとしても，元本から返還を行い，延滞金の支払いを後にすることで，延滞金が発生する原因を解消できるのではないでしょうか。」

大部君「それであれば延滞金の発生を抑えられますね。次に，救済制度の改善ですが，1つの提案として救済制度の返還期限猶予制度の期間を個人が無理なく返還できる経済状況になるまで引き延ばすか，個人の経済状況に合わせた返還プランを貸与終了後に組み立てる制度を作ればいいと考えられます。本学で調査したアンケートでは〔足立注：添付資料①を参照〕これから奨学金を返還していくことに不安があると答えた学生が数多くいました。その不安を取り除くためにも延滞金制度，救済制度は改善すべきです。」

司会「ここまでの議論から，私たちは延滞金が発生した場合の返還順位を，奨学金制度限定で，元本から先に返還できるように変更すべきであると考えます。また，救済策である返還期限猶予制度について，現在の10年間を期限とするのではなく，個人が無理なく返還していくことができる経済状況になるまで引き延ばすか，個人の経済状況に合わせた返還プランを貸与終了後に組み立てる制度を設けるべきだと考えます。以上が学生の考えになります。」

以上が，学生取組みの原稿である。講演会当日は，この原稿内容を，大部君と亀岡君が，パワーポイントを用いて，お互い掛け合いをすること（学生はパネル・ディスカッションと呼ぶ）で説明した。奨学金制度の問題点や改善策を，掛け合い（パネル・ディスカッション）形式で提示したのは，考え方の対立構造を明示して，受講者の理解を助け，受講者を飽きさせないための工夫である。学生の議論の内容は，まず，延滞金の廃止如何について，次いで，日本学生支援機構による救済制度の説明の問題点について，そして，返還期限猶予制度の適用期間の問題点について，最後に，奨学金制度の改善策として，①延滞金，利息，元本という返還金の充当の順番を変更して，元本から充当していくようにする，②返還期限猶予制度の適用期間を返還者の経済状況に合わせる，そして，③貸与終了後に，所得連動型の返還プランを組み立てる，という提案をするものである。学生取組みのあとで，池田先生によるご講演が行われた。こうして，2016年度「債権法講演会」も成功裡に終えることができた。

講演会の最後に，講演会の内容について，受講者にアンケートをとった（池田先生宛の報告書とアンケート結果は，添付資料②，③（大部君取りまとめ）を参照）。

4．まとめ

以上が，本講演会における学生取組みの成果である。まずは，学生たちの頑張りに拍手を送りたい。大部君・亀岡君ともに，「債権法講演会」の企画と実践を通じて，大いに成長した。学生取組みの内容について，理解が甘いとか，誤解しているとか，いろいろな指摘があると思われるが，学生は，弁護士池田先生，先輩ゼミ生，そして足立のアドバイスを受けつつも，独力で以上の成果に到達した。この点，評価に値すると考える。なお，北海道新聞2016年12月17日朝刊32面によれば，講演会開催後の12月16日に，札幌地方裁判所で，日本学生支援機構が元奨学生に奨学金の返済を求めていた裁判で，機構側と元奨学生との間で30万円の遅延損害金（延滞金）を約５千円に減額する和解が成立した。学生取組みの原稿に詳しくは反映されていないが，学生たちの議論では，延滞金の問題性や廃止が指摘されていた。学生たちが考えていたアイデアが，裁判実務上でも認められたことは衝撃的だった。

最後に，2016年度「債権法講演会」に取り

組んだ亀岡君と大部君に，現在，奨学金問題について，どう考えているかということと，昨年度の感想についてレポートしてもらった。

亀岡祐哉君（2016年度2年，2017年度3年）のレポート

(1) 奨学金問題についての考え

講演会の学生の議論の中で，卒業後の奨学金返還が一定期間滞った場合に発生する延滞金の廃止と救済制度の見直しについて話し合ってきた。改めてこの問題についての賛否を問われるとすると，私は延滞金の廃止はするべきではないという立場である。

(a) 現行の保証制度と債務者の不安

日本学生支援機構の奨学金制度は，返還が確実に為されるのか不透明な状態で学生に金銭を奨学金として融通している特色がある。であるから，返還が為されなかった場合の対策として，人的保証制度と機関保証制度の何れかを利用して返還に要する金銭を担保してもらうことになる（民法447条，448条）。

人的保証制度の場合…返還当事者（借用者本人，または家族）以外の親族に対して場合に因りけりではあるが，決して安くはない金額の返還請求を受けるので，借用の際にはその点の了承と確認，両者との間の信頼関係の構築が要請される。

機関保証制度の場合…保証機関（日本国際教育支援協会）に一定の保証料を月々支払うことで，返還当事者の債務履行が不可能な際，この保証機関がその金額を一括返済する。その後，返還当事者に対して民法459条の求償権を行使して，担保分の金銭を請求することになる。

何れにしても，最終的に支払うことになるのは返還当事者である借用者本人であろう。しかし，本人の経済（収入）状況，事故による怪我や罹患，家庭の事情等で返済が滞る事由が生じる可能性を完全に否定できない状態で奨学金の借用・何れかの保証制度加入の契約を大学（或いは高校）入学前に取り交わすのであるから，債務者の「返還できるだろうか」という，将来自分がどのようになっているのか（具体的には，在学中も含めた，自らの健康状態，収入状況，その他種々の事情）想像のつかないことから生じる漠然とした不安は拭えない（全国大学生活協同組合連合会「特集　奨学金問題を考える『学生の実態と不安』」（http://www.univcoop.or.jp/parents/feature/feature02.html））だろう。

(b) 延滞金について

通常，奨学金の返済が滞りなく為されることで，次に奨学金の借用を希望する学生の為にその費用を充てていくため，返還が為されない場合には金銭的ペナルティとして延滞金を債務者（奨学金返済者）に対して課すものである。この延滞金は未返還の元本から発生し，3カ月間未返還の状態が継続すると住宅ローンが組めなくなる，クレジットカードが作れなくなるなどの他方面でのペナルティも存在しており，返済に関するトラブル・問題が見られる（「NHK クローズアップ現代＋」2016年6月2日放送分（http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/ 3815/1.html），弁護士ドットコム　奨学金に関するトラブルの対処法（https://www.bengo4.com/kokusai/1114/））。

また，奨学金返済に関してトラブルが起こる背景として，日本学生支援機構の奨学金制度の内容，借用のリスク等の十分な理解の不足があると指摘するアンケートの調査結果報告も出されている（中央労福協「奨学金に関するアンケート調査結果（概略版）2016年2月29日調査」1，6，8頁を参照http://www.rofuku.net/network/activity_img/tottori20160301101822.pdf））。

(c) 小括（延滞金の存続について）

冒頭で延滞金の廃止はするべきではないと述べたが，ここでその理由を説明する。

理由は大きく分けて2つあり，1つは大学（高

校）進学を希望し，それに伴って奨学金を必要とする次の学生達の為にするという点にある。これまでで見てきたように，通常奨学金の返還が為されることで，次の学年の奨学金を必要とする学生の為の予算の確保が出来る。逆に返還が出来なければ奨学金を廻していくことが厳しくなる。つまり，現在奨学金を借用している私達は，借用先である日本学生支援機構に対してだけでなく，次学年の学生達に対しても責任を負っているのである。高いレベルの，専門的な教育を受けることを希望する学生達に供するという意味で，奨学金の返還が滞った場合に延滞金を課すということは必要な措置であるといえる。

もう一つは，延滞金の課徴を取り止めた場合，不当な理由での奨学金返還の滞納が増えるリスクという点にである。延滞金の性質・目的は，一様に奨学金の返還を促すことにある。債務者の心情として，延滞金を廃止してしまうと，履行を促す効果が薄まり，それによって，期日までに奨学金の返還をしなくても良いと漫然と考え，返還が為されなくなるリスクが生じる可能性が排除できないからである。

この2つの理由から，私は延滞金の存続をしていくべきと考える。

(2) これからの課題と新たな制度

但し，債務者が奨学金を「返還しない」のではなく，「出来ない」状態を放置する訳ではない。奨学金が何らかの原因で返還できなくなったときの措置として，日本学生支援機構としても，既に減額返還制度や返還期限猶予制度（返還期限の延伸），返還免除制度の施行，制度認知のために大学卒業前に返還前の説明会，「返還のてびき」を配布，督促を通知する際にも救済制度の存在について通知するなどの努力を重ねているものの，認知状況が良くない上に（添付資料①「アンケート調査結果」を参照），授業料・入学料の高騰，平均給与・学生の収入の低下などの背景から奨学金を借りる学生が増加していることから（日本学生支援機構HP（平成29年3月）（http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/__icsFiles/afieldfile/2017/03/14/29minkari_ir.pdf）学生数に対する奨学金貸与割合（9頁），奨学生増加の背景（10－11頁）），給付型奨学金制度の導入をするべきという主張が以前からメディアを通して提唱され（北海道新聞夕刊「返還義務のない奨学金を」（2015年6月17日），日本経済新聞「若者の学費負担軽減を『給付型』奨学金」（2016年7月8日）），日本学生支援機構としても，給付型奨学金制度の創設と新たな所得連動型奨学金制度の確実な実施を盛り込んだ（日本学生支援機構HP（平成29年3月）28頁）。

奨学金を借用して教育を受けることができているという自覚を個々が強く持ち，制度についての理解を深める努力を借用者である私達が励行していく上で，日本学生支援機構には，奨学金事業の政策的位置付けとしている日本国憲法第26条及び教育基本法第4条の条理に適う事業運営を期待したいところである。

(3) 2年次債権法講演会を通しての感想

思えば，奨学金制度についての問題に取り組む契機となったのは，ほんの些細な出来事からだったと記憶している。

学生生活に退屈を覚え，何となしに当時の3年生主体で行われていた担保物権法講演会に唯一足立ゼミ生以外の学生として聴講し，ゼミ生である大部優斗君に債権法講演会スタッフとしての参加の誘いの声を生協2階で掛けられた。学生生活の変化に期待した私は，返事2つで参加を決めた。

それからというもの，夏季休暇中，講義の合間，講義終わりなど，時間さえ合えば必ず集まり講演会の為の準備に取り組み，議論し，アンケート調査を行い，Word文書・PowerPoint資料を何度も作り直すなど膨大な作業に夜遅くまで追われ，忙しさの余り，一月ほどアルバイトを休止させたこともあっ

た。睡魔と戦い続け，何度も心が折れそうになりながらも，これまで体験したことがないイベントに心を躍らせ，奮い立たせた。

今となっては，債権法講演会にスタッフ（足立ゼミ外部の臨時スタッフ）として参加した経験は，恐ろしく感じてしまうほどに素晴らしいものとなった。特別秀でたものを持たない私にとって，これは間違いなく現在所属している長屋ゼミ（民事訴訟法）で活かされたし，これからも朽ちず，時にこの経験が活きる場面が度々訪れると思う。確実に自分に自信を持つことに結びついた。

大部優斗君（2016年度2年，2017年度3年）のレポート

(1) 債権法講演会についての感想

この2016年度債権法講演会は私にとって初めて主体的に企画を行っていった講演会でした。テーマとして奨学金制度を取り扱っていきましたが，どのような問題点があるのか，問題解決のためにはどの制度を改善していかなければならないのかを手探りで勉強していきました。2年生の前期に参加していた「担保物権法講演会」の経験を活かしながら行っていきましたが，それでも企画リーダーとして行うことに加え先輩方が行っていた事務的な作業など，膨大な量の作業に苦戦しました。また，スケジュール面に関しても体に負担をかけるような連続しての打ち合わせを設定してしまいメンバーや先輩方に迷惑をかけてしまいました。

企画作業をメンバーの2人で行い，内容を考えていくのに時には衝突するなど様々なことが講演会準備期間から本番までありましたが，それまでの自分より成長できるきっかけを作ることが出来ました。

この講演会活動を経て勉強の仕方，企画の運営方法や目上の方との会話など今後，債権法講演会で得た経験，反省点を活かして自分が行う講演会企画や後輩が行う活動をより良く運ぶことが出来るようにしていきます。

(2) 今，奨学金制度を振り返って

2016年度，私たち企画メンバーは奨学金制度の解決策として，延滞金が発生した場合の奨学金の返済方法を現状の延滞金，利息，元本から元本，利息，延滞金の順番に返還していくという解決策と救済制度の返還期限猶予制度について利用期間のさらなる延長を出来るように改善するという2つを挙げました。改めてこの改善策を考えていくと，学生の考え出した返済方法の解決策について不十分であると感じています。延滞金が発生した場合に的を絞って元本から返還していくことを提案していますが，延滞が長期にわたっている場合には月ごとに返還していくのか，長期間延滞した分の元本を全て返還し終えてから残っている利息，延滞金を返還していくのかで返還者の負担が変わっていくと考えられます。私個人としては返還者の負担を考えると長期間延滞した分の元本を返還していくべきであると考えます。

しかし，そうしていくと残っている延滞金をどう返還させていくのかを考えていく必要があります。また，長期間延滞している元本を返還していく間に発生する元本，利子，延滞金を含めた返還金をどう処理していくべきなのかを考える必要があります。

次に救済制度の改善策については，返還猶予期限の延長を述べていますが，この改善策は返還者の視点で考えた結果であり，機構側としてみれば本来の返還期間をさらに狂わせてしまうため，リレー形式で学生に奨学金を貸与出来なくなってしまいます。単純に期間を猶予するというのは奨学金制度自体の運営に支障が及ぶ可能性があることからさらに考えていく必要があります。

以上で，2016年度「債権法講演会」を企画した二人の学生へのobligationを果たすことができた。あとは，研究者・大学教員として，

「奨学金問題」をどう考えるか，この問題にどう向き合って行動していくべきか，について，自分自身に対してのobligationが残っている。別稿で記したい[5]。

（了）

---

[1] 詳細は，拙稿「『外部講師による講演会』企画での民法教育と社会人基礎力の育成：法教育との関連も視野に入れて」法と教育6号79頁以下，拙稿「『外部講師による講演会』企画を通じての学生指導と教育」北星論集56巻1号43頁以下を参照。

[2] 奨学金問題に取り組む法律実務家と大学教員による奨学金問題の概観が相次いで出版された。岩重佳治『「奨学金」地獄』（小学館新書，2017年2月6日），大内裕和『奨学金が日本を滅ぼす』（朝日新聞出版社，2017年2月28日）。両書を読めば，奨学金問題とは何なのかの概要を知ることができる。

[3] 大学生の経済状況（それは，学生の家族の経済状況でもある）や，大学生のアルバイト状況についても，改めて考え直さなければならない。アルバイトを長時間，または2つも3つも掛け持ちしないと，金銭的に大学に通えない・生活を送れない学生も，明らかに存在している。しかも，そういう学生が増えているような印象もある（夏休みなどの長期休暇期間中は，一日中アルバイトに明け暮れなければならず，却って，大学の講義がある方が，大学で友人とのおしゃべりや居眠りができるから，気分転換になって良いという学生も存在する）。そういう学生をいかに支援し，学習を促し，学習成果を上げさせていくかは，大学教員にとっても喫緊の課題であると考える（以下，足立の意見は，文尾に（足立）と記す）。大内『奨学金が日本を滅ぼす』，亀田正人・永井真也「学生生活とアルバイト」（清末愛砂・松本ますみ編『北海道で生きるということ　過去・現在・未来』（法律文化社，2016年））も参照。

[4] 池田賢太「奨学金問題：若者に生存権はあるのか」（清末・松本編『北海道で生きるということ　過去・現在・未来』（法律文化社，2016年））3頁以下。本書にも記されているように，池田先生は，「インクル（北海道学費と奨学金を考える会）」（https://incl-hokkaido.jimdo.com/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%81%A8%E3%81%AF/）（2016年11月6日現在）でも，奨学金返還に苦しむ元学生の支援活動に精力的に取り組んでいらっしゃる。

[5] 本講演会の準備を通じて，学生たちと一緒に奨学金問題を考えてきて，感じた雑感を記したい。現在，学生の半数近くが，何らかの奨学金の貸与や給付を受けて大学に通っている（日本学生支援機構のホームページ（http://www.jasso.go.jp/index.html（2017年11月6日現在））では，奨学金の受給人数などの各種調査結果が公表されている）。学生は，いわば借金をして，高等（大学）教育提供契約を締結しているのである。学生も，我われ大学教員も，この事実に自覚的でなければならない。学生は，借金までして教育サービスの受益者となっている以上，より質の高いサービスの提供を求めて当然である。学生には，将来，自分たちが将来，困らない教育や指導を求める権利がある。他方で，我われ大学教員は，学生たちが借金をして，大学に入学してきたこと，そして，学生が借金をして支払った授業料が，我われの人件費の一部となっていることの意味を改めて考え直さなければならない。学生が大学に進学するに当たって，奨学金を借りなければならないのは，学生を抱える家庭の収入状況の悪化や，大学の学費の高騰が，その大きな原因とされている。学費の高騰は，ある意味，我われの人件費を確保するためでもある。直接的ではないにせよ，我われの存在が，学生が大学に進学するにあたって，借金を背負わなければならない事態の一因となっている。そうであるならば，学生が社会に出ていく最後の教育機関，しかも高等教育機関に属する者として，奨学金返済問題に限らず，社会問題を研究対象とする者として，我われには，学生に対して，質の高い教育･指導，将来を見越した教育･指導を提供していかなければならない義務がある（学生のエンプロイアビリティ（一般に，転職力と言われるが，ここでは，雇用されうる能力，職業人として自己実現していくことができる能力という意味で用いている）を高めていかなければならない）。学生の就職・人生は，学生の自己責任とするのは，教員・大人としても無責任な態度であると自分は考える。学生が社会に出ていくにあたっての最後の教育機関，しかも高等教育機関に所属する身として，その責任を改めて自覚しなければならない（足立）。

20161103
大部優斗

添付資料①

北星学園大学
奨学金に関するアンケート調査結果

目次

所属学部・学科、学年、奨学金の貸与状況……p.2
借りている奨学金の種類、第１種・第２種の違い、救済制度の認知状況…p.3
延滞金の認知状況、返還に対する不安、奨学金の問題点について……p.4
学生の問題点に対しての考え……p.5
奨学金に対しての疑問・質問……p.6

(1) アンケートを受けた学生が所属している学部・学科

学部・学科	人数
文学部・心理コミュニケーション学科	11
文学部・英文学科	2
経済学部・経済学科	8
経済学部・経営学科	2
経済学部・経済法学科	52
社会福祉学部・福祉心理学科	1
社会福祉学部・福祉臨床学科	4
社会福祉学部・福祉計画学科	4
短期大学・英文学科	15
合計	99

(2) アンケートを受けた学生の学年

学年	人数	割合(%)
1年生	24	24.2
2年生	38	38.4
3年生	16	16.2
4年生	21	21.2
合計	99	100.0

(3) 奨学金の貸与状況
(質問１　あなたは奨学金を借りていますか。)

	人数	割合(%)
奨学金を借りている	53	53.5
奨学金を借りていない	46	46.5
合計	99	100.0

(4) 借りている奨学金の種類

(質問2 日本学生支援機構の第1種奨学金と第2種奨学金どちらを借りているのか。)

借りている奨学金の種類	人数	割合(%)
第1種奨学金	9	17.6
第2種奨学金	35	68.6
両方	4	7.8
わからない	3	5.9
合計	51	100.0

(5) 第1種・第2種での有利子・無利子の違いの認知状況

(質問3 第1種奨学金は無利子、第2種奨学金は有利子という違いがありますがご存知ですか。)

第1種奨学金と第2種奨学金の違い	人数	割合(%)
知っている	76	77.6
わからない	22	22.4
計	98	100.0

(6) 救済制度の認知状況

(質問4 日本学生支援機構では奨学金が返還できなくなった場合に備えて救済措置を設けています。知っているものに○を付けてください。(複数選択有))

知っている制度	人数	割合(%)
減額返還制度	14	14.1
返還猶予期限制度	6	6.1
返還免除制度	23	23.2
わからない	56	56.6
計	99	100.0

(7) 延滞金の認知状況

(質問5 卒業後、奨学金を返還しなければ、月ごとに延滞金が発生するのはご存知ですか。)

延滞金の発生について	人数	割合(%)
知っている	66	66.7
わからない	31	31.3
不明	2	2.0
計	99	100.0

(8) 奨学金返還に対する不安

(質問6 奨学金を借りていると答えた方にお聞きいたします。将来奨学金を返還していくことに対して不安を感じていますか。)

奨学金を借りていることに対する不安	人数	割合(%)
不安である	36	66.7
不安ではない	18	33.3
計	54	100.0

(9) 奨学金の問題点について

(質問7 奨学金を借りたり、卒業後、返還していくにあたっては、様々な問題があります。以下の選択肢で、あなたが問題だと思うものに○を付けてください。)
(複数回答有)

問題だと思う点	人数(複数)	割合(%)
奨学金の返還を怠ると延滞金が生じてしまうこと	36	15.1
返還困難児の救済制度の不十分さ	32	13.4
長期にわたる返済期間	55	23.1
雇用の悪化・低賃金による奨学金返還の困難さ	50	21.0
学費の高騰	34	14.3
学生の奨学金制度についての理解不足	21	8.8
奨学金借入のために保証人を立てること	9	3.8
その他	1	0.4
合計	238	100.0

（10）問題点についての考え

（質問８　質問７で選んだ選択肢（問題）について、なぜあなたはそれが問題であると考えますか。また、⑧に○を付けた方で、考えられる その他の問題点を教えてください。）

学生の回答

- 高額な借金（奨学金返還）を抱えたまま、社会人としての生活をスタートするのは、いささか不平等であるため。
- 様々な事情により返還が困難な状況になっているということは、将来のために大学へ行ったはずの人を結果的に苦しめていると思うから。
- 学生がきちんと制度を理解していないためにたくさんの問題が起こるところ。また、自分に返還する義務があるのに手続きがスムーズにいかないところ。
- 将来的に奨学金を借りることがよいことなのか、個人の負担が大きすぎてわからないから。
- （返還が）長期にわたると大変だから。
- （返還ができなかったら）延滞金があるのは負担が大きい。
- （返済が）長期になってしまうと将来的に大変だから。
- 現在、就職難の時代であり、奨学金は長期にわたる返済なのできちんと返していけるか不安だから。
- 正社員になれない、安定した賃金を手にできる（将来的には）とは限らないのに、長期にわたる借金を背負うことになるのはキツイことだと思う。
- 近年の雇用情勢は流動的であり、年々高騰している学費を長期にわたって返還していくのはとてもリスクが高いと思うから。
- 女性については結婚する際に、借金を背負ったままになるので不安。
- 将来自分に何が起こるかわからないため、奨学金の返還が困難になるのが不安に感じる。
- 仕事をしていくうえで、その奨学金を返済するまで仕事を続けなければならないという責任感が大きい。
- 家族ができたときに、返済分が家計の負担になりすぎるのではないかという不安。
- 返済をしていく際に延滞金がかかることを理解している人が少ないこと。容易に奨学金を借りるため、知識がないのではないか。根本的に何も考えずに学生が借りてしまっているのではないか。
- 学費に対する教育レベル水準が低いため。高額な学費を支払っているのにもかかわらず、その学費が生徒に対して注がれている対応効果が世界の教育レベルの高い国と比べると劣っているため。
- 大学に行かなければその後の雇用の幅が狭まるにもかかわらず、学費が高くて奨学金を借りなければいけない現状は、多くの人が困っているため問題だと思う。
- 学びたいと思い進学する人にとってサポートになる奨学金ですが、返還に対する不安や、奨学金を借りても、結局は多額のお金を抱えてしまう事実に不安が強くある。

（11）奨学金制度に対しての疑問・質問

- 日本の奨学金制度は、先進国に比べ遅れているといわれているが、改革が進まないのは何故か。また、有利子の奨学金を廃止し、すべて無利子にすべきではと思うのだが、それはできないだろうか。
- どうして第２種は利子をとるのか。
- 現在、少子化ではあるが、確実に大学進学率が高まっていると聞く。奨学金支給のお金は支出として増えているのではないかと考えるがそのお金はどこから出てくるのか。
- 就職する際に、「奨学金を借りているかどうか」という質問があった。奨学金を借りることで内定がもらえないことはよくあることなのか聞いてみたい。
- 生活保護受給者が保証人になれないことが原因で苦しんでいる人又は大学進学をあきらめた人がどのくらいいるのか気になった。
- 奨学金を払う本人が亡くならないと奨学金の返還は免除されないのか。
- 奨学金制度ができた時代背景について聞きたい。
- 現在、政府が新たに考えている奨学金制度について詳しく聞いてみたい。

添付資料②

平成 28 年 11 月 25 日

北海道合同法律事務所
弁護士　池田賢太先生

2016 年度「債権法講演会」報告書

北星学園大学　経済学部　経済法学科
2 年　企画リーダー　大部優斗

平成 28 年 11 月 14 日に開催した「債権法講演会」のご報告をいたします。

記

1. 開 催 日 時：2016 年 11 月 14 日月曜日　3 講目　13：00～14：30
2. 開 催 場 所：北星学園大学　B405 教室
3. 講　演　者：北海道合同法律事務所
   弁護士　池田　賢太先生
4. 講演会対象者：経済法学科学生 2 年生、3 年生、4 年生（計 40 人）
5. 講演会テーマ：奨学金問題を考える
6. 講演会スタッフ：大部、亀岡（計 2 名）
7. 講演会の報告

企画全体の流れ、企画全体の反省の 2 点をご報告します。

企画全体の流れについて、8 月下旬から 9 月上旬は、奨学金制度と債権法の知識をつけるため、各自で資料を集め、知識を共有しながら勉強を行っていきました。9 月下旬は引き続き、奨学金制度、債権法の知識を吸収していき、講演会の内容で奨学金制度のどのような部分に焦点を当てていくかを考え、企画テーマ案を作成していきました。10 月からは、企画テーマ案を 1 つに絞り、どのような講演会にしていくのか、11 月の講演会に向けて学生の講演内容をさらに考えていきました。

次に企画全体の反省として、講演会本番間近になっても企画メンバー2 人の間で、最終的に聴衆に何を伝えたいのかが決まらず、明確な目標が定まっていませんでした。このことから、講演会の内容を考えるためには、明確な目標を決め、その軸に従って内容を作っていくべきだと思いました。

また、企画開始当初から 2 人の間での意思疎通が上手くいっていなく、講演会 1 週間前になって、ようやくお互いが言い合える仲になりました。今後は、企画立上げ時から、スタッフ間で密に連絡を取り合い、お互いの知識、考えを共有していきます。

そして、企画打合わせは、ほぼ毎日、長時間行ってきましたが、途中で気が抜けてしまうことも多く、効率良く進めることができませんでした。スタッフ 2 人とも勉強不足が目立ち、なかなか自分たちの思うような内容を企画に反映することもできませんでした。10 月中旬になってやっと、お互いに知識がついて、自分たちの思いや知識を企画に反映できるようになりましたが、今度は、スタッフ 2 人の間で、思いや知識の共有ができていなかったために、主張や思いの衝突が生じました。当初考えていたスケジュール通りに企画を進めることができず，企画後半は時間に余裕がありませんでした。次回は、長期的なスケジュールと短期的なスケジュールの 2 つを立てて、企画内容を明確にしていきたいです。

池田先生のご講演では、奨学金を借りていない学生にも、奨学金問題が関係のない問題ではないことを伝えることができました。また、池田先生が実際に関わった事案を説明していただけたことにより、リアルな実情を知ることができました。奨学金問題は民法だけに留まらず、憲法やさらに大きな問題とも繋がっていることを、ご講演から感じ取ることができました。

講演会を終えて、多くの改善点が見つかりましたが、良い点としては、一生懸命に準備を行ったことにより、講演会本番の説明や議論を分かりやすくすることができたのではないかと思います。また、スタッフ 2 人ともに、多くの作業を行ったため、企画を行う前より作業や勉強の仕方が良くなったと思います。

このたびは、お忙しいなか、講演会企画にご協力いただき、ありがとうございました。

8. アンケート集計結果の詳細
   別紙の「債権法講演会アンケート結果」をご覧ください。

以上

添付資料③

平成 28 年 11 月 25 日

2016 年度「債権法講演会」アンケート結果

債権法講演会のアンケート結果をご報告します。

1. アンケート結果

2016 年度の債権法講演会の受講者は 40 名でした。受講者の内訳として、2 年生が一番多く、次いで 4 年生が多かったです。今回は、民法Ⅳ（債権総論）の受講者を対象に行った講演会でしたが、多くの学生に奨学金制度の問題を聞いて考えてもらうために、受講者募集のポスターやチラシを配布しました。さらに、債権法講演会の企画スタッフの募集をしましたが、応募者は居なく、ゼミ生（大部）と、前期の担保物権法講演会を受講した学生（亀岡）の 2 名で企画を進めました。このことから、次回企画を行う際には、ポスターやチラシ以外にもさらに積極的に募集をしていく必要があると感じました。

講演会内容のアンケート結果では、まず、学生たちから「奨学金制度の説明はレジュメがあると良かった」、「自分自身の知識が足りない部分が多く、分かりやすい説明だったが、理解しきれない部分もあった」という意見がありましたが、多くの学生が、奨学金制度の説明、学生の議論内容ともに理解できたと回答していました。池田先生のご講演はもちろん、私たちの取組みも，伝えたいことを伝えることができたと思っています。

次に、学生の議論内容の理解度については、多くの学生が理解できたと回答してくれましたが、中には「議論している内容が薄く感じてしまった」、「専門的な内容が数多くあり、それにつれて用語のわかりづらさが目立っていた」などの意見があり、自分たちがまだ聴衆のことを考え切れていなかったと感じました。また、「パワーポイントがわかりやすい」という意見とともに、「レジュメがないことからスクリーンを見ていたが、切り替えが早く、自分の中で処理できなかった」という意見もありました。議論の内容・難易度、パワーポイントの使い方など、次回の企画では気を付けていきたいと思います。

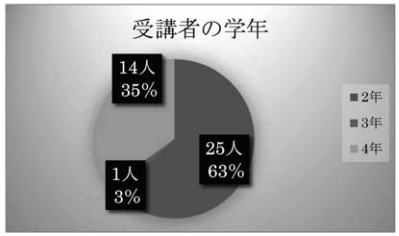
池田先生のご講演内容については、「延滞金の発生について疑問を覚えたことや、実際にあった事例をもとにお話しされた内容が印象に残った」と回答した学生が多くいました。そして、自分には関係がないと考えていた学生の中にも、池田先生のご講演により、「自分のパートナーとなる人が奨学金を借りているかもしれないと考えて、奨学金問題を身近に捉えることができるようになった」とコメントした学生もいました。

その他の意見では、「債権法講演会を受講して仕事を簡単にやめてしまったら駄目である」や奨学金制度自体への質問などが寄せられました。

2. 学科

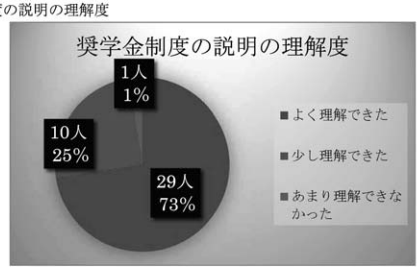
今回、講演会にお越しいただいた学生は経済学部経済法学科生、合計 40 名でした。

3. 学年



今回、講演会を受講して頂いた方の内訳は 2 年生が 25 人、3 年生が 1 人、4 年生が 14 人でした。

4. 奨学金制度の説明の理解度



奨学金制度の各説明の理解度は「よく理解できた」が 29 人、「少し理解できた」が 10 人、「あまり理解できなかった」が 1 人でした。

5. 3 の回答の理由

（1）よく理解できた人の回答

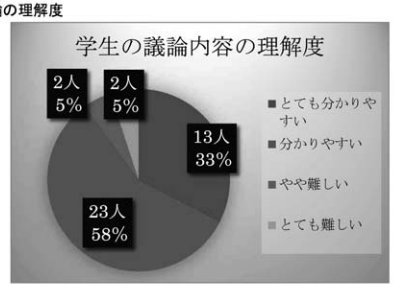
- スクリーンを使っていてとても分かりやすく説明していた
- 制度の説明が丁寧でわかりやすかった
- 細かな説明がされていた
- 猶予申請があることや申請をする際の条件がわかりやすい説明だった
- 保証の仕組みについての説明がわかりやすかった
- 第 1 種、第 2 種の違いが分かった

・ 初めて聞いた言葉も多かったが理解できた
・ パワーポイントを使ってわかりやすく説明されていた
・ 奨学金を借りてはいないため、説明を聞くのが初めてだったがわかりやすかった
・ 自分自身の知識が足りない部分が多く、分かりやすかったが、理解しきれない部分もあった
・ 説明が分かりやすく、身近に例えていたためよりわかった
・ 自分は奨学金を借りていないので、今まで全然知らなかったが、今日で基本の部分をしっかり理解することができた
・ 奨学金を借りていないので、制度についてまったく知りませんでしたが、説明してもらったことによって、とても理解できた
・

(2) 少し理解できた人の回答
・ パワーポイントを使ったり、分かりやすく説明してくれた
・ レジュメがほしかった
・ とりあえずわかりはしたが、もう少しわかりやすくまとめてほしい
・ 奨学金制度については何となくしか理解していなかったが、今回のように議論立てて説明していただいたおかげで理解しやすかった
・ 要点がまとめられていた
・ 話し方がゆっくりで、パワーポイントと連動していてわかりやすかった。
・ 自分自身の知識が足りない部分が多く、分かりやすかったが、理解しきれない部分もあった

(3) あまり理解できなかった人の回答
・ 一切、奨学金に関わることがないため。(今まで、奨学金について、考えることもなかった)

6. 学生の議論の理解度



議論内容の理解度は「とても分かりやすい」が 13 人、「分かりやすい」が 23 人、「やや難しい」が 2 人、「とても難しい」が 2 人でした。

7. 5 の回答の理由

(1) とても分かりやすいと答えた人の回答

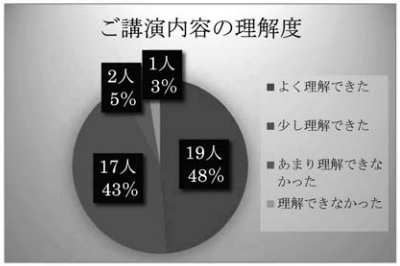
・ 互いの主張や着眼点が非常によく、伝えようという気持ちが見えた
・ 現状維持と改善に分かれての議論で互いの主張、内容がしっかりとしていて分かりやすかった
・ 会話がはっきりしていた
・ 現状維持派と改善派の考えをしっかりと論理的に話していた
・ 議論の意見もどちらも賛成しやすいもので分かりやすかった
・ 2 人とも話し方に強弱をつけていたので、とても聞きやすかった。パワーポイントに 2 人の意見が整理されており、理解しながら議論を聞くことができた
・ 現在の奨学金制度について、問題点を議論した後改善策を考えていく流れがわかりやすく、一緒に制度について考えながら議論を聞くことができた。奨学金の返還の順番を変更するべきだという意見など学生が考えた改善策が印象に残っている
・ 内容も難しすぎず、奨学金制度にあまり詳しくなくてもちゃんとついていけた
・ どちらの立場の内容もなるほどと思うところがあった
・ 改善派と現状維持派の意見がしっかり分けられていて、どちらの派の意見もあるなと理解することができた
・ 司会と学生とパワーポイントがちょうど良く、分かりやすかった
・ 議論の途中でまとめが入るので、理解出来た
・ どちらもしっかり考えられていて、どちらがためになるのか選びきれないなと思うくらい面白かった
・ 奨学金制度限定で返還の順位を変更できるのか気になった

(2) 分かりやすいと答えた人の回答
・ それぞれの主張を分かりやすく話していたので理解しやすかったが、議論している感じが薄かったのでその部分だけ気になった
・ 改善はと現状維持派に分かれて議論していたからよかったと思う
・ 下調べもしっかりして、議論が成り立っていると感じた
・ お互い、利点、不利点があって比べやすかった
・ 債務者の経済状況に合わせた返済プランの提供をすればよいという意見は共感できた
・ 感情が入っていてわかりやすかった
・ お話をしていた学生たちが頑張っている印象を受けた
・ 延滞金について、救済制度も、上手に会話に取り入れられていた。意見の対立の部分が実際に自分の立場に合わせて考えてみると面白かった。救済制度、延滞金は今のままでよいと思いました。改善してしまうと、生涯返す人と返せない人に分かれるし、甘えが出てきてしまうと思った
・ 対比することで相互の良い点、悪い点が浮き彫りになって分かりやすかった。
・ 立場がはっきりしていて、それぞれの立場から考えられる問題を発信していて聞きやすかった、債務者である自分たちにも、責任がある。という部分が印象に残った。

(3) やや難しいと答えた人の回答
・ まだ習ったことのない分野があったので難しかった
・ 専門的な話が進みすぎてついていくのが難しかった

(4) とても難しいと答えた人の回答
・ 専門的な話の内容で、途中から聞かなくなった

8. 池田先生のご講演内容の理解度



池田先生のご講演内容の理解度は「よく理解できた」が 19 人、「少し理解できた」が 17 人、「あまり理解できなかった」が 2 人、「理解できなかった」が 1 人でした。

9. 7 の回答の理由

（1）よく理解できたと答えた人の回答

- 事例の説明しているときに自分たちと年の近い人が苦しんでいるというのを感じて、他人ごとではないなと強く思った
- 猶予申請があることを知った
- 奨学金にはいろいろな問題があって年齢問問わずに相談されているということがわかった
- 奨学金についての歴史、民法やほかの法律の説明もあってとてもためになった
- 学生支援機構の延滞金という制度がおかしいと考える理由を聞いて、支払い能力がない学生だとわかって貸しているのにもかかわらず、延滞金が発生するのはおかしいと感じた
- 実際にあった事例や、具体的な処理の進め方を聞いて他人ごとではないなと思った
- 奨学金の返還にも民事の時効が成立するとのことだったが、督促状、ブラックリストなどの制度があるので、その成立はあり得ないのだと思った
- 印象に残ったことは、憲法との深いかかわりがあるということ、個々人ではなく社会全体の問題であるということ
- 奨学金は学生を支援するとしながら金融事業になっているとの話が印象に残っている。
- 奨学金を貸すときには優しくして返還のときには厳しくなる、仕方のないことかもしれないが実は機構側には問題点が多くあると知った。お金を返すのは当たり前のことだとは思うが、様々なケースを考えると制度の見直しも検討の余地があるのだと感じた
- 実際に先生がご相談を受けたいくつかの例を聞いて、今奨学金を借りている人は 50%くらいいるという実感がわきました。特殊な借金という、難しい問題が待ち受けていることもわかった。
- 私立大学で特に高い学費を親に払ってもらっていることを思うと感謝や大切に学生生活を過ごさなくてはならないと感じた。収入と学費が見合っていない世の中で、大学に行きたいと思う学生を何とかして負担も最小限で通えたらいいなと思った

- 自分だけではなく将来の結婚にも関わってくる。深刻だと感じた
- 学生支援機構は、大手銀行と同じ 95%の回収率であるということ
- 今までその奨学制度の体制を問題視したことがなかったが、たしかに、奨学金という特殊なもので、金融機関と同じことをするのは目的とくい違っていないと思う
- 形式的な手続なもの程、きちんと調べて契約しなければ、と思った

（2）少し理解できたと答えた人の回答

- 機構は金融業者であること
- 実際の相談を例にしてくださったので理解しやすかった
- 返済のシステムが自分の思っているより機械的で厳しかった点
- 奨学金制度を利用していないので無関係だと思っていたが将来のパートナーが奨学金を借りていたらという話を聞いてそうではないと実感した
- 遅延損害金について自分が疑問に思っていた返済制度について池田先生が講演内で話してくれたので、ききたいことを解決することができた
- 救済制度があるのに、その制度を知らないだけで損することも本当にあるのだと初めて知り、法律の大切さを改めて知った。日本育英会がそんな昔からあったなんて知らなかったので、少し驚いた

（3）あまり理解できなかったと答えた人の回答

- 取り立ての厳しさが想像以上で恐ろしかった

（4）理解できなかったと答えた人の回答

- 回答なし

10. その他の意見

- 26～33 歳くらいの人が相談に来ていることから、仕事は簡単に辞めたらダメだとわかった
- 奨学金を借りている身であるのに知らないことが多いなと感じた
- 池田弁護士のご講演中、教育は社会で育成しなければならないとしているが、それは義務教育で満たされているのではないか、高校から大学院に関しても、「社会」の育成が必要なのかが疑問だった
- 年収 300 万円以下というラインの線引きに何を考慮して定められているのかが疑問だった

以上